

「しつけのため」と子どもを叩いたりしていませんか？

保護者が「しつけ」「子どもにとって必要なこと」「悪気なく行ったこと」だとしても、現実には子どもの体や心が傷つく行為は「児童虐待」になってしまいます。

「言うことを聞かなかったから…」「嘘をついたから…」「宿題をやらなかったから…」等、どんな理由があっても、子どもを傷つけてはいけません。

保護者の立場ではなく、子どもの立場になって判断することが大切です。

また、理由がわからない傷や痣などがあった場合、学校や保育園等は家庭児童相談室や児童相談所に連絡をする決まりになっています。その場合、保護者のみなさまにご連絡をすることもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

子どもに関することの相談先です
日光市家庭児童相談室 0288-30-7830
(24時間・365日対応しています。)

こんなことは児童虐待になってしまいます。例えば…

【言うことを聞かないとき】

- ・叩く、殴る、蹴る
- ・閉め出したり閉じ込める（玄関、ベランダ、部屋、小屋、蔵など）

【学習や生活について…】

- ・宿題をやらないことを激しく怒る
- ・勉強ができないことを「馬鹿だ」と罵る
- ・朝起きないので、棒で叩いて起こす

【家族間でのけんかのとき】

- ・子どもの前で言い争う、怒鳴りあう
- ・子どもの前で暴力を振るう



※車道に飛び出しそうになった子どもの手を引いたら尻もちをついてしまった…そういった行為は児童虐待にはあたりません。